

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道臨床工学技士会定款第7条に定める会費について必要な事項を定める。

(会費)

第2条 普通会员の年会費は、五千円とする。

第3条 特別会員の年会費は、五千円とする。ただし、会長は、理事会の議決を経て、会費の納入を要しない特別会員を置くことができる。

第4条 賛助会員および賛助団体の年会費は、三万円とする。ただし、会長は、理事会の議決を経て、会費の納入を要しない賛助会員を置くことができる。

第5条 名誉会員は会費を納めることを要しない。

(会費の使途)

第6条 第2条及び第3条の会費は、毎事業年度の管理運営経費に使用する。

(会費の納入時期)

第7条 年会費は、普通会员は自動振込手続きを行い当会指定の口座に納入する。なお、理事会の議決を経て振込での納入を認めることができる。その際は毎年4月末日までに納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(改訂期日)

第4条改訂 平成27年4月1日より施行

第7条改訂 平成28年4月1日より施行